第三十条中「第四十一条第四項」を「第三十七条第四項」に、「第四十二条第二項」を「第三十八条第二項」に、「第四十二条第五項」を「第三十八条第五項」に、「第四十二条第六項」を「第三十八条第六項」に、「第四十三条第一項前段」を「第四十一条第一項前段」に、「第四十三条第一項後段」を「第四十一条第一項後段」に、「第四十三条第二項」を「第四十一条第二項」に改める。

第三十一条の二中「第四十一条第一項」を「第三十七条第一項」に、「第四十二条第一項」を「第三十八条第一項」に、「第四十一条第四項」を「第三十七条第四項」に、「第四十三条第一項前段」を「第四十一条第一項前段」に、「第四十三条第一項後段」を「第四十一条第一項後段」に、「第四十三条第二項」を「第四十一条第二項」に改める。

第三十四条第一項第二号中「第十七条の二」を「第十八条」に改め、同項第三号中「第十八条の二第二項」を「第二十条第二項」に改め、同項第四号中「第四十二条第二項」を「第三十八条第二項」に改め、同項第五号中「第四十二条第五項」を「第三十八条第五項」に改め、同項第六号中「第四十二条第六項」を「第三十八条第六項」に改める。

附則第二項及び第三項中「第二十条」を「第二十二条」に改め、附則第四項中「行なう」を「行う」に、「第二十条」を「第二十二条」に、「第二十一条第二項」を「第二十三条第二項」に改める。

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第三条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第百九条（見出しを含む。）中「第六十二条第一項第五号」を「第六十二条第一項第六号」に改める。

第百十一条（見出しを含む。）中「第六十二条第一項第四号」を「第六十二条第一項第五号」に改める。

第百十五条（見出しを含む。）中「第六十二条第一項第五号」を「第六十二条第一項第六号」に改める。

第百二十四条（見出しを含む。）、第百二十五条の二（見出しを含む。）及び第百三十四条（見出しを含む。）中「第七号」を「第八号」に改める。

第百三十八条（見出しを含む。）中「第六十三条第一項第七号」を「第六十三条第一項第八号」に改め、同条第十一号中「第六号」を「第七号」に改める。

第百四十条及び第百四十条の二第一項中「第六十二条第一項第五号又は第六十三条第一項第七号」を「第六十二条第一項第六号又は第六十三条第一項第八号」に改める。

附則第十七条の五中「第六十二条第一項第五号」を「第六十二条第一項第六号」に改める。

附則第十七条の七中「同項第七号」を「同項第八号」に改める。

様式第六号の二(1)（第二面）、同様式(2)（第二面）、様式第六号の三(1)（第二面）及び同様式(2)（第二面）中「知った日の翌日から起算して60日」を「知った日の翌日から起算して3箇月」に、「60日以内に労働保険審査会」を「2箇月以内に労働保険審査会」に、「決定を経ないで審査会に対して再審査請求をする」を「審査官が審査請求を棄却したものとみなす」に、「再審査請求に対する裁決」を「審査請求に対する決定」に、「審査会の裁決が」を「審査官の決定が」に、「裁決があった日」を「決定があった日」に改め、「除く。）」の下に「。また、審査会に対して再審査請求をした場合には、この処分に対する取消訴訟は、この処分についての審査会の裁決を経る前又は審査会の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる（裁決があった日から1年を経過した場合を除く。）」を加え、「再審査請求をした」を「審査請求をした」に、「裁決がない」を「決定がない」に、「再審査請求についての裁決を経ること」を「処分、処分の執行又は手続の続行」に、「その他その裁決」を「、(3)その他決定」に、「該当するときは、裁決」を「該当するときは、決定」に改め、「。また、(1)処分、処分の執行又は手続の進行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、(2)その他審査官の決定及び審査会の裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき、のいずれかに該当するときは、審査官の決定及び審査会の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができる」を削る。

様式第十一号（第二面）、様式第十一号の二（第二面）、様式第十一号の三（第二面）及び様式第十一号の四（裏面）中「60日」を「3箇月」に改める。

様式第十二号（第二面）注意3中「第23条第1項の」を「第25条第1項の」に改める。

様式第三十一号及び様式第三十三号の二の三（第二面）中「60日」を「3箇月」に改める。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第四条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表一高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）の項及び別表第二高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の項中「第四十二条第三項」を「第三十八条第三項」に、「第四十二条第六項」を「第三十八条第六項」に改める。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部改正）

第五条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「第四十二条第六項」を「第三十八条第六項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○厚生労働省令第七十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第七条の規定に基づき、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改める。

第十二条第一号中「十六万五百円」を「十六万千八百円」に、「八万二百五十円」を「八万九百円」に改め、同条第二号イ中「十五万九千六百円」を「十六万九百円」に改め、同号ロ中「七万九千八百円」を「八万四百五十円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十八年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。